

## 診療所整備計画概要報告書

1 診療所の名称：医療法人社団尽徳会 県西在宅クリニック 熊谷

所在地 : 熊谷市村岡307-1

所在二次保健医療圏：北部医療圏

2 開設者の名称：医療法人社団尽徳会 理事長 岩本 将人

3 診療所の現状（個人開設の県西在宅クリニック熊谷の実績）

## 病床数

病床機能区分	病床種別	許可病床数	稼働病床数	非稼働病床数
回復期	一般	2	0	0
計		2	0	0

## 病床利用率（平均）

一般病床	療養病床	地域包括ケア病床	回復期リハビリテーション病床
0%	—	—	—

## 4 開設等の目的、必要性

## 1. 法人開設の目的

当初は、木ノ内医師が個人開設しました。この度、医療体制を維持しながら医療に力を入れ、地域に密着した診療所としての状況が整い、医療法人としての許可も令和3年2月22日に下りましたので法人へ継承致します。今後、地域の皆様により良い医療を提供するにあたり、今まで培ってきた法人のノウハウを活かし機能強化型在宅療養診療所としての確固たる体制に整えていく所存であります。また、法人開設とすることで、人員確保や資金面での融通がしやすくなり、安定的な診療体制の確保ができる効果が得られるものと考えております。

## 2. 必要性

埼玉県北部地域にて在宅医療の需要が多いにもかかわらず、供給が少ないという現状があり熊谷市医師会並びに地域住民の方々から在宅療養支援診療所の開設が望まれ個人により令和2年9月に県西在宅クリニック熊谷を開院致しました。

私どもは、24時間365日の診療体制を置くことで、不要な救急搬送・望まない延命治療を少しでも減らし、幾ばくかでも熊谷近辺の患者様へお役に立てられれば地域医療に貢献できるのではないかと考えております。

診療所の特色としましては、一般に在宅では難しいとされている比較的高度な医療行為（貧血患者に対しての輸血療法、腹水貯留患者に対してのC A R T 療法、がん患者のP C A ポンプを用いたオピオイドによる疼痛緩和療法、各種疾患に伴う胸水・腹水穿刺排液など）にも対応しており、今まで病院に通わざるを得なかつた患者様が自宅に居ながらにしてこれらの医療を受けるお手伝いをすることが出来るということです。

私どもが専門とする在宅医療という領域は通常の外来診療とは明確なすみわけがなされており、その意味ではこの地の医療を担う他の先生方に対しての補完という立場で、熊谷市の地域医療に貢献できるものと考えております。

## 5 開設等の計画の具体的な内容

(1) 整備する病床の機能・数 整備計画病床 2 床

医療機能*	病床機能区分	病床種別	入院基本料 特定入院料	病床数
地域包括ケアシステムの構築	回復期	一般	有床診療所入院基本料 1	2 床
計	一	一	一	2 床

\* 回復期機能、がん医療、脳卒中医療、心血管疾患医療、救急医療、周産期医療、緩和ケア等整備する病床が担う医療機能を記載

### 病床数の根拠

病床機能があることで、癌を含めた各種疾患の終末期、また、各種疾患の看取り段階における不要な救急搬送を減らし、主介護者であるご家族様の介護負担の軽減、精神的負担の軽減し、在宅療養困難時に一時的にレスパイト入院という形で主介護者をサポートすることを目的とし2床の病床の使用許可をいただきました。

これまで9月開院よりの8ヶ月間、地域への医療貢献を主旨とし、当院の周知に努めるとともに、患者様への医療貢献に努めてまいりました。その結果、各病院がコロナ禍においてコロナ陽性患者様に対しての病床、医療提供を確保しなければならない中、また、コロナ感染対策のため面会制限を行っている中で在宅医療への需要が高まり、予想をはるかに上回る200名以上の患者様（癌を含めた各種疾患の終末期、また、各種疾患の看取り段階に入った患者様）の治療に従事し、その中には病院よりご自宅での治療、療養に移行された患者様も数多くおられました。

一方で現状、継続した地域への在宅医療の提供のため、当院内からのクラスター発生を危惧し、院内感染予防対策に万全をきたす観点から、病床利用を控えている状況であります。また、予想以上の重症患者様の受入に伴い、当院のマンパワーの充填が追いついていない状況であります。

今後はさらなる患者様の需要が高まり、特に患者様よりのレスパイト入院の要望も強くなってくることが予想されます。このため、法人化を図り、法人他院との連携を図りマンパワーを確保し、院内感染予防対策をしつつ、病床を利用できるように体制を整えることを計画しております。

時期的には、コロナ禍が落ちつくであろう時期、COVID 予防接種が一定数の方に実施される本年後期（9月以降）の病床利用を予定しております。

## （2）計画敷地

	面積	取得予定期	取得状況
取得済	4654.00m <sup>2</sup>		所有・借地
取得予定、	m <sup>2</sup>		所有・借地
計	4654.00m <sup>2</sup>	R2年9月より使用	

## （3）計画建物

工事種別	新築・増築・改修・その他（既存建物）
概要	令和2年9月に個人開院した県西在宅クリニック熊谷を個人から法人継承し、令和3年10月に医療法人社団 尽徳会 県西在宅クリニック熊谷として開業します。建物および付帯設備はそのまま使用します。

## （4）医療従事者

職種	現在の人員（人）			確保予定の人員（人）		
	常勤	非常勤		常勤	非常勤	
		実人数	常勤換算		実人数	常勤換算
医師	1	7	0.7			
看護師	6					
その他	8					
計	15	7	0.7			

### 確保状況・確保策・確保スケジュール

医師・看護師・理学療法士・作業療法士・事務など患者数に応じて補充していきます。

(5) スケジュール

No.	項目	計画年月	備考
1	開設(変更)許可(医療法)	令和3年9月	
2	建築(着工~竣工)	令和年月~令和年月(か月)	既存建物
3	使用許可(医療法)	令和3年9月	
4	開設(増床)	令和3年10月	

【届出有床診療所の新設(法令根拠)】

○医療法第7条第3項

診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○医療法施行規則第1条の14第7項

法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第5号に掲げる場合にあっては、同号に規定する医療の提供を行う期間(6月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。

一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、べき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

三 前2号に規定する診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第5項第3号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき(次号に掲げる場合を除く。)。

○医療法施行令第3条の3

法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けないで診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから10日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

○有床診療所の届出に関する指導要綱（埼玉県）第4条

届出予定者は、許可を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置しようとするときは、別紙様式の事前協議申出書を当該診療所の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）を経由して保健医療部長に提出しなければならない。この場合において、保健所長は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（以下「地域医療構想調整会議」という。）で協議を行うほか必要な調査をし、意見を付するものとする。

2 路